

中野区画街路第4号線 都市計画道路事業の 取り組み状況についてお知らせします

平素より中野区のまちづくり行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

中野区では、沼袋駅周辺地区における交通環境の改善や、活力あるまちの実現に向け、都市計画道路中野区画街路第4号線について、平成29年8月に東京都より事業認可を受け、事業に着手いたしました。都市計画道路の整備にご協力いただく土地・建物に関する中野区の取り組み状況をお知らせいたします。

道路の整備にご協力をいただく土地・建物に関する 現在の取り組み状況と今後の予定

測量について

- ① 整備のためにお譲りいただく土地を確認するため、土地境界の確認を行う測量を実施中です。測量が未完了の権利者様につきましては、引き続き、土地境界の確認のため、訪問させていただきます。

物件等に関する調査について

- ② 沼袋駅から南側の事業範囲において、道路整備にご協力いただく物件等の調査を行い、土地や物件等に係る補償について、権利者様とお話を進めています。
- ③ 沼袋駅から北側の事業範囲において、平成31年度より新青梅街道側から、順次、物件等の調査を進めていきます。

<道路の整備にご協力をいただくまでのながれ>
については、裏面をご覧ください。





1 事業概要及び 用地補償説明会

昨年 11 月に実施しました。

2 測量・物件等調査

事業にご協力いただく土地の面積や
建物、塀等の工作物などについて、
詳しく調査します。



3 補償内容のご説明

補償の内容について権利者様へ直接ご説明します。

Q1 補償はどのような内容なの？

A 補償には、道路用地としてお譲りいただく土地に対する「土地売買代金」と、その土地にある建物等の移転に必要な「物件移転等に対する補償金」の2つがあります。「物件移転等に対する補償金」には、建物を移転するための工事費用や、家財道具等の移転に要する費用などが含まれ、物件等調査の結果に基づき、物件等の移転に通常要する費用を算定し、お支払いいたします。

Q2 補償についての説明を受ける際の回数や時間などに制限はあるの？

A 補償のご説明について、回数や時間に制限を設けて行うことはございません。ご納得いただけるよう丁寧に説明させていただきます。

4 契約の成立 補償金支払い

補償内容について、
合意をいただいたのち、
契約を結び、
補償金をお支払します。



5 物件移転

お譲りいただく土地にある
建物や塀などを移転していただき、
土地をお引渡しいたします。



Q3 契約した後、建物の解体は誰が行うの？

A お譲りいただく土地に建物等がある場合、所有者様ご自身で更地にしていただきます。建物を解体・撤去し、建物を移転するための工事費などについて補償をさせていただきます。

【お問い合わせ先】

中野区 地域まちづくり推進部 北東部まちづくり分野

住所：〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号

TEL：03-3228-5487（直通） FAX：03-3228-5417